

質問第一七号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十二月十六日

浜田聰

参議院議長山東昭子殿



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）」に関する質問主意書

環境省が令和三年十月に評価を実施した、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書に記載の「一 規制の目的、内容及び必要性」のうち、「①規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）」の部分について、以下質問する。

一 国内の産業廃棄物について、プラスチック以外の産業廃棄物は約七百万平方メートルあるとされているが、プラスチック以外の産業廃棄物を削減するための方策は実施されているか。実施されている場合、どのような品目をどれだけ削減する計画となっているか、詳細を伺う。

二 「ごみ焼却施設が減少しているとの記載があるが、焼却炉の種類によって焼却量は異なると思われる。焼却炉の種類別にすると、焼却量にはどのような傾向があるか。焼却炉の種類ごとに、具体的に何年から何年までを比較してどの程度増加又は減少しているのか伺う。

三 「ごみ焼却施設一施設当たりの平均焼却可能量についての変化はあるか。前記二で比較した焼却炉の種類別ごとに、平均焼却可能量を伺う。

四　ごみ焼却施設が減少しているとの記載があるが、ごみ焼却量はどのように変化しているのか、国内の焼却施設で可能な焼却量を具体的な数値で伺いたい。

五　ごみ焼却において、石油が原料となるプラスチックごみを減らすと、焼却時に投入する化石燃料使用量

が増えるのではないか、政府の見解を伺う。

六　「国内で処理しなければならないプラスチック使用製品廃棄物の量がさらに増大することが見込まれて

いる」との記載があるが、具体的にどのような製品が、何年の時点でどれだけ増える想定でこのような記

載に至ったか。具体的な推計での容積ベースの廃棄量を伺う。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から一十一日以内には答弁されたい。

右質問する。